

令和6年度決算審査特別委員会会議録

1. 出席委員

1番	吉川 裕三	2番	川村 太志	3番	永野 栄一
4番	松繁 美和	5番	白石 伸一	6番	上地 信男
7番	中山 百合	8番	大石 教政	9番	澤田 康雄
10番	岩本 誠生				

2. 欠席委員

なし

3. 職務のため議場に出席した事務局員の職氏名

議会事務局長 松葉 早苗 主査 清岡 康隆

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	澤田 和廣	副町長	高橋 清人	代表監査委員	澤田 和久
総務課長	田岡 学	住民生活課長・会計管理者	大石 博史		
政策企画課長	前田 幸二	まちづくり推進課長	田岡 明		
建設課長	中西 一洋	健康福祉課長	澤田 直弘	病院事務長	佐古田 敦子
住民生活課長補佐	西村 香			住民生活課主事	高石 百華
健康福祉課主監	稲本 奈那			建設課長補佐	渡邊 徳仁

開会 9:00

○委員長（上地信男君）皆さん、おはようございます。

それでは、昨日に引き続き、令和5年度決算特別審査を行います。

まず最初に、昨日の一般会議の中で、特にふるさと納税についての資料についての提出を求めておりました。現在お手元に配付されておる資料でございますので、ご確認をお願いいたします。特に説明があれば、説明をお願いします。

前田政策企画課長。

○政策企画課長（前田幸二君）（別紙のとおり説明）

○委員長（上地信男君）説明が終わりました。

松繁副委員長、よろしいですか。

それでは、ただいまより特別会計の決算審査のほうに移ります。

最初に、令和5年度本山町汗見川へき地診療所事業特別会計の決算の審査を行います。

担当課長に申し上げます。決算の中で、特に説明を要するところがあれば、説明をお願い

します。

澤田健康福祉課長。

○健康福祉課長（澤田直弘君）へき地診療所の特別会計につきましては、昨日もちよつと触れましたが、歳入の部分であります。

汗見川へき地診療所に、マイナンバーカードの保険証を適用できる装置をしております。これが、歳入でいいますところの7ページの一番下段にありますオンライン資格確認等関係補助金というのが、装置を設置する補助事業が立っております。この関係と通常のへき地の運営補助事業費の関係で、決定がちょっと遅れた関係で、繰出金が確定しなかったということが主な原因となっております。

あと、細かい内容につきましては、決算資料の資料3の3ページに、へき地診療関係の詳細が載っておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上です。

○委員長（上地信男君）説明が終わりました。

これより順次質疑を行います。

それでは、5ページ、実質収支に関する調書について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

歳入に移ります。

歳入1款事業収入、6ページ、7ページについて、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

次に、歳入2款県支出金、6ページ、7ページについて、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

次に、歳入3款繰入金、6ページ、7ページについて、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

歳入5款雑入、6ページ、7ページについて、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

歳出に移ります。

歳出1款事業費、10ページ、11ページについて、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

歳出2款予備費、10ページ、11ページについて、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより総括質疑を行います。

歳入歳出決算の中で、総括質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

これで、令和5年度本山町汗見川へき地診療所事業特別会計の決算を終わります。

次に、令和5年度本山町国民健康保険事業特別会計決算の審査を行います。

担当課長に申し上げます。決算の中で、特に説明を要するところがあれば、説明をお願い

します。

大石住民生活課長。

○住民生活課長・会計管理者（大石博史君）おはようございます。

国民健康保険事業特別会計の特徴について報告いたします。

令和5年度末の被保険者数になりますが、世帯数で500名、被保険者数で693名、これは4年度の世帯数545、被保険者数763から、世帯で43世帯、被保険者で70名の減となっております。やはり国保に対しても、後期へ移行とかいうところで、被保険者の減少を招いております。

それから、特徴的なところでいきますと、歳出ですが、療養費が、昨年度は3億円を超えるほどの療養費を支出しておりました。去年度でいきますと、療養費は、保険者負担分で2億9,000万円ぐらいあったんですが、5年度につきましては2億4,000万円というところで、療養費については減額を生じております。これは、コロナ明けの受診控えなんかがあって、特に重症化した人もいたとかいうところが4年度の傾向であったので、5年度はそのことが落ち着いてきたのではないかと思います。

特に通常と変わるような入出についてはありませんので、これで説明を終わります。

以上です。

○委員長（上地信男君）説明が終わりました。

これより順次質疑を行います。

7ページ、実質収支に関する調書について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

歳入に移ります。

歳入1款国民健康保険税、8ページ、9ページについて、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

歳入2款使用料及び手数料、8ページから11ページについて、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

歳入3款国庫支出金、10ページから11ページについて、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

歳入6款県支出金、10ページから11ページについて、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

歳入8款財産運用収入、10ページから13ページについて、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

歳入9款繰入金、12ページ、13ページについて、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

歳入10款繰越金、14ページ、15ページについて、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

歳入11款諸費用、14ページから17ページについて、質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

歳出に移ります。

歳出1款総務費、18ページから21ページについて、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

歳出2款保険給付費、20ページから23ページについて、質疑はありませんか。

1番、吉川裕三さん。

○1番（吉川裕三君）1点お伺いいたします。

21ページ、療養諸費の不用額が7,700数十万円上がっておりますが、これは、コロナ明け後ということに関して、何らかの不用額が出た理由等があるのでしょうか。その点についてお尋ねいたします。

○委員長（上地信男君）執行部答弁。

大石住民生活課長。

○住民生活課長・会計管理者（大石博史君）お答えします。

これは、冒頭でも説明しましたが、療養費につきまして、4年度の実績を基に5年度予算を編成しております。先ほど言いましたように、療養費が、やっぱりコロナ明けの受診控えが解放されたというか、そのときに4年度は増えていました。その実績を基に5年度予算を編成しております。4年度同等の3億円を見込んでおりましたが、このことについて、原因というのは、やっぱり受診が落ち着いたという表現がいいんでしょうかね。そこら辺は、療養費は水ものというか、想定が難しいところがあるので、かかった人が現に少なかったという現実があるということです。

その分析につきましては、また努めておりますけれども、単純に言えば、受診者が減ったという一つの理由に尽きると思います。

以上です。

○委員長（上地信男君）1番、吉川裕三さん。

○1番（吉川裕三君）その発言だと、令和3年度はコロナで減りました、令和4年度はコロナが落ち着いて受診する人が増えました、だから、その反動で令和5年度は減りまして、前年対比で予算を組むと、これだけの不用額が出たとなりますが、コロナの解除されたのは昨年4月であって、それだと1年、期ずれが起こるんじゃないかと思われるんですが、一つの1点の原因は、やっぱり国保の加入者数が減ったということと、それで、もう一点は、この金額的に何かなと思うのは、また分析して分かりましたら、教えていただけると幸いです。

以上です。

○委員長（上地信男君）大石住民生活課長。

○住民生活課長・会計管理者（大石博史君）コロナの経緯でいくと、確かにそうなんですけれども、4年度は重症化した人が多かったんです。やっぱり受診をしなかったことで、1年間控えたことで、通常の処置で済むことがまかりならん人が多かった。それはデータの的にも出ております。心筋とか、心臓病関係とか、そういうところでは、本当に重症化した人がお

ったので、1人当たり医療費というのは上がっています。

令和4年度については、県下では、1人当たりの医療費は5位になったぐらいに上がったんですね。減ったこともありますけれども、そういうふうな重症化の人が落ち着いてきた。傾向としては入院も多かった。それが5年度については、入院の方が通院に変わっている。そういうところでは落ち着く要因にはなっております。

以上です。

○委員長（上地信男君）よろしいですか。

それでは、他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

歳出8款保健事業費、24ページ、25ページについて、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

歳出9款公債費、24ページから27ページについて、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

歳出10款諸支出金、26ページから29ページについて、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

歳出11款予備費、28ページ、29ページについて、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

歳出12款国民健康保険事業費納付金、28ページから31ページについて、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

歳出14款基金積立金、30ページ、31ページについて、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより総括質疑を行います。

歳入歳出決算の中で、総括質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

ないようでありますので、質疑を終わります。

これで、令和5年度本山町国民健康保険事業特別会計決算の審査を終わります。

次に、令和5年度本山町簡易水道事業特別会計決算の審査を行います。

担当課長に申し上げます。決算の中で、特に説明を要するところがあれば、説明願います。

中西建設課長。

○建設課長（中西一洋君）おはようございます。

水道事業特別会計の特徴的なところから、歳入歳出及び実質調書についてご説明させていただきます。

まず、施設の状況です。給水人口のほうは2,697人、普及率が84.7%です。これは3月末になっております。令和5年度につきましては、決算上は打切り決算というものになっておりまして、出納閉鎖期間、4月、5月というものがありません。なので、3月31

日で打切り決算という処理と、水道会計のほうはなっております。

その上で、歳入のところの説明をさせていただきます。

6ページ、7ページの下段をご覧ください。

3の繰入金のところです。区分の節の財政調整基金の繰入れということで、3,002万7,100円を取り崩して、こちらのほうへ歳入として計上しております。

続いて、8ページ、9ページをご覧ください。

下段のところになるんですが、県支出金のところなんです。水道施設、次のページの10ページ、11ページのところに文字が入っているんですが、整備事業交付金というものの説明をさせていただきます。

収入済みとして822万円となっておりますが、内訳としまして、一つが大石地区の基幹改良の県交付金となっております。金額が721万6,000円となっております。それと、業務継続計画というものの策定を行っております、そちらの県交付金として100万4,000円の交付金を頂いております。合わせて822万円の交付金の額となっております。

続いて、歳出のほうの説明をさせていただきます。

12ページ、13ページをご覧ください。

中段下の区分でいう委託料のところの説明ですが、1,909万8,068円の中の備考欄の地方公営企業法適用化委託業務についてですが、1,705万円となっておりますが、これは令和3年、4年、5年と行っております、こちらのほうが、6年度以降の公営企業会計に向けての取組となっております、主立った内容としましては、その移行に関する事務と水道施設の固定資産の調査評価、そしてシステムの導入の支援、それから運用する法令の規則などの整備に関する支援などをいただいております。5年度について、最終年となっております。

それから、14ページ、15ページのところの下段の説明をさせていただきます。

下段のほうにある、区分にある12の委託料について説明させていただきます。

こちらが、歳入のところ若干触れましたが、水道業務の継続計画策定業務、これはいわゆるBCPの計画策定業務を行っております。

その下段に、区分14の工事請負費です。こちらのほうが、2,495万9,000円となっておりますが、こちらが大石地区の基幹改良となっております。

なお、この工事につきましては、5年と今年度、6年について、2か年にわたって行う工事となっております。

歳出は以上です。

5ページのところをご覧ください。

実質収支に関する調書のところで、5の実質収支額のところで1,360万1,000円とありますが、こちらのほうが水道会計として、5年度については黒字決算となっております。

なお、この金額を令和6年度に引継ぎ金ということで、処理をするような流れとなっております。

ります。

以上、水道事業特別会計の説明とさせていただきます。

○委員長（上地信男君）説明が終わりました。

これより順次質疑を行います。

5 ページ、実質収支に関する調書について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

歳入に移ります。

歳入 1 款事業収入、6 ページ、7 ページについて、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

歳入 3 款繰入金、6 ページ、7 ページについて、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

歳入 4 款繰越金、8 ページ、9 ページについて、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

歳入 5 款諸収入、8 ページ、9 ページについて、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

歳入 6 款地方債、8 ページ、9 ページについて、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

歳入 8 款県支出金、8 ページから 11 ページについて、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

歳出に移ります。

歳出 1 款事業費、12 ページ、15 ページについて、質疑はありませんか。

7 番、中山百合さん。

○7 番（中山百合君）おはようございます。

先ほど課長のほうから、15 ページの中で、これは工事請負の 14 番の中で、2,495 万円何がしとあるんですけれども、これ、大石地区の改良ということで、5 年と 6 年の 2 年間でやるということですかね。それは大石地区全て、全体ですかね。

○委員長（上地信男君）執行部答弁。

中西建設課長。

○建設課長（中西一洋君）中山委員にお答えします。

大石地区の簡易水道のエリアは全部やるようになっています。

以上です。

○委員長（上地信男君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

それでは、歳出 2 款公債費、14 ページ、17 ページについて、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

歳出 3 款予備費、16 ページ、17 ページについて、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり) 質疑なしと認めます。

これより総括質疑を行います。

歳入歳出決算の中で、総括質疑はありませんか。

1 番、吉川裕三さん。

○1 番 (吉川裕三君) 1 点お尋ねします。

実質収支に関する調書によりますと、先ほど建設課長、1,360万1,000円の黒字であったとおっしゃいましたが、これ、財政調整基金3,000万円何がしの金額を繰り入れてありますわね。ということは、それを除いて見ると、これ、実質は赤字じゃないんですか。

ということは、今年度から企業会計に移行した場合、財政調整基金を実際に繰り入れて、残りが1,600万円何がしから、1,300万円ですか。じゃ、今年度会計としては、企業会計の中で黒字化できるのかどうかについての見通しと併せて、これ、実質は今、黒字だと言われましたけれども、基金を取り崩して黒字ということは、単年度で見れば赤字であると。それと併せて、その2点についてお伺いいたします。

○委員長 (上地信男君) 執行部答弁。

大石会計管理者。

○住民生活課長・会計管理者 (大石博史君) 資料3の6ページをお願いします。

決算書の5ページの実質収支に関する調書につきましては、単純に差引きしたものが実質収支額となります。6ページには、吉川委員からあった基金を繰り入れたときの実質単年度収支が出ております。

すみませんでした、7ページです。7ページに、基金を入れての実際の実質収支というのがあります。資料はうちが作ってしまして、前年度の繰越金から……いや、作り方が違うね……そうですね、企業会計移行、すみません、ちょっと例年と計算の仕方が違うので、取り消します。

○委員長 (上地信男君) 澤田町長。

○町長 (澤田和廣君) お答えいたします。

今、委員ご質問のとおり、実質の単年度収支で見れば、基金取崩しはいわゆる臨時的な経費になりますので、ご指摘のとおりだというふうに思います。

令和6年度から企業会計に移行しますけれども、これは債務負担行為を起こしているんですかね。会計移行の事務委託料を、1,700万円ぐらい出ておりますけれども、若干は出てきますけれども、そういった経費は節減できるということはあろうかと思えます。令和6年度以降はですね。

ただ、ご承知のとおり、水道施設は施設改良が特に集中しておりまして、ろ過池、配水池等を一気にやっておりますので、その起債償還が膨らんでおるという点がございます。これは、あと数年度はかかるんじゃないかというふうに見ておりますけれども、本来、水道会計は水道料で賄っていくというのが原則でございますけれども、一時的に急激に公債費が伸びておりますので、それをもって水道料の見直しをするのかということ、私ら庁内でよく論議



するんですけれども、それはちょっと無理があるんだろうということもございます。

恒常的に赤字のような運営になってきますと、やはりそれは水道料で一定賄っていかなくちゃならないということは、これは原則だと思うんですけれども、一時的に、急激に施設改良をこの数年間やっておりますので、その起債償還が非常に増えておりますので、それがあと、ピークは10年ぐらいやったかね。令和10年頃が起債償還のピークになっておりますので、それを越しますと、一定安定をしていくということを見込んでおります。

ただ、給水人口の問題等がございますので、そういった給水人口の変化で水道料金が減少してくると、それはやっぱり施設維持管理、運営をしていく上では、水道料の見直しも将来生じる可能性は、これは否定できないというふうに思いますけれども、現状ではそういった、一次的に急激に施設見直しをしたということでの公債費の増がございますので、それはやっぱり水道会計運営については、注視していかなくてはならないというふうに思っております。

委員ご指摘のとおり、実質の単年度で見えますと、基金を充当していますので、繰越金のその差は、実質の単年度収支は赤字という指摘は、そのとおりだというふうに思います。

今後、水道会計については、配水管の耐震化も進めていかなくちゃなりませんので、計画的に事業を実施しながら、水道会計を運営していきたいというふうに考えております。

以上であります。

○委員長（上地信男君）吉川委員、よろしいですか。

それでは、ほかに総括質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）ないようですので、総括質疑を終わります。

これで、令和5年度本山町簡易水道事業特別会計決算の審査を終わります。

次に、令和5年度本山町介護保険事業特別会計決算の審査を行います。

担当課長に申し上げます。決算の中で、特に説明を要するところがあれば、説明をお願いします。

澤田健康福祉課長。

○健康福祉課長（澤田直弘君）それでは、介護保険特別会計について説明をさせていただきます。

歳入につきましては、17ページをご覧ください。

基本的には、介護保険法に基づく事業の負担割合でいっておりますが、この中で、雑入で12万4,000円ございます。これは、地域密着型の事業所につきましては、本山町で指定をしておるところで、指定更新手数料でありましたり、介護保険に基づいて、介護区分について不服申立てがあった場合に、その際の資料をコピーするであったり、それに係る郵便代なんかを事業の雑入として計上しております。

続いて、歳出になります。

19ページをご覧ください。

19ページ、委託料になります。介護保険システムの改修委託料は、第9期に介護報酬の

改定がございました。それに向けて、システムの改修を行ったものです。下段にありますのは、昨日申し上げました地域総合福祉計画に基づいての介護保険計画に関する委託費を計上しております。

もう一点が、33ページをご覧ください。

真ん中にございます、繰出金というのがございます。これは、介護予防事業が、昨日申し上げました重層的支援整備事業の中に組み込まれております。したがって、これを一般会計予算のほうに移すということで、101万99円というのが繰出金として計上しております。

以上です。

○委員長（上地信男君）大石住民生活課長。

○住民生活課長・会計管理者（大石博史君）住民生活課は保険料の徴収を担っております。

1号被保険者、65歳以上の被保険者の方は、6年3月末で1,491名になっております。その保険料算定が9段階になっているのが、5年度が最終で、今年度からは13段階に分かれておりますが、9段階の最終の料金算定の年となっております。

以上です。

○委員長（上地信男君）説明が終わりました。

これより順次質疑を行います。

5ページ、実質収支に関する調書について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

歳入に移ります。

歳入1款保険料、6ページ、7ページについて、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

歳入2款使用料及び手数料、6ページ、7ページについて、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

歳入3款国庫支出金、6ページから9ページについて、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

歳入4款支払基金交付金、8ページから11ページについて、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

歳入5款県支出金、10ページから13ページについて、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

歳入6款繰入金、12ページから15ページについて、質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

歳入7款繰越金、14ページ、15ページについて、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

歳入8款諸収入、14ページから17ページについて、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

歳入9款財産収入、16ページ、17ページについて、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

歳出に移ります。

歳出1款総務費、18ページから21ページについて、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

歳出2款保険給付費、20ページから31ページについて、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

歳出3款地域支援事業費、30ページから35ページについて、質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

歳出4款基金積立金、34ページから37ページについて、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

歳出5款諸支出金、36ページから37ページについて、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

歳出6款公債費、36ページ、37ページについて、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

歳出7款予備費、36ページ、37ページについて、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより総括質疑を行います。

歳入歳出決算の中で総括質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）ないようですので、総括質疑を終わります。

これで、令和5年度本山町介護保険事業特別会計の決算の審査を終わります。

次に、令和5年度本山町居宅介護支援事業特別会計決算の審査を行います。

担当課長に申し上げます。決算の中で、特に説明を要するところがあれば、説明願います。

澤田健康福祉課長。

○健康福祉課長（澤田直弘君）居宅会計につきましては、歳入につきましては、プランの入でありましたりとか、歳出につきましても、基本的には人件費というところになります。

私が説明するところでございますけれども、現在の居宅の件数、プランの件数につきましては、月平均で26.8件ほどになっております。昨年度も26.4件というところで、件数自体は変わってはおりませんけれども、令和4年度につきましては、4月が30件でしたが、3月が23件と尻すぼみの状態でした。令和5年度につきましては、24件から30件と、また件数が増えてというところで、平均は同じなんですけれども、件数は増えておるといふところなんです。令和6年度現在でも、30名以上のプランを受けてやっております。

以上です。

○委員長（上地信男君）説明が終わりました。

これより順次質疑を行います。

5ページ、実質収支に関する調書について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

歳入に移ります。

歳入1款使用料及び手数料、6ページ、7ページについて、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

歳入2款繰入金、6ページ、7ページについて、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

歳入4款諸収入、6ページ、7ページについて、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

歳出に移ります。

歳出1款総務費、8ページ、9ページについて、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

歳出2款予備費、8ページ、9ページについて、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより総括質疑を行います。

歳入歳出決算の中で、総括質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

ないようですので、これで総括質疑を終わります。

これで、令和5年度本山町居宅介護支援事業特別会計決算の審査を終わります。

次に、令和5年度本山町後期高齢者医療保険事業特別会計決算の審査を行います。

担当課長に申し上げます。決算の中で、特に説明を要するところがあれば、説明願います。

大石住民生活課長。

○住民生活課長・会計管理者（大石博史君）決算内容では、特に説明箇所はないんですが、被保険者数についてのみ報告させていただきます。

令和6年3月末現在の被保険者数は、75歳以上と、障害を持たれる方で65歳以上の方もおりますが、合わせて946名、これは全人口、3月末人口3,144名に対して、ちょうど30%です。30%が75歳以上の後期高齢者であるということになっております。

以上です。

○委員長（上地信男君）説明が終わりました。

これより順次質疑を行います。

5ページ、実質収支に関する調書について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

歳入に移ります。

歳入1款後期高齢者医療保険料、6ページ、7ページについて、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

歳入2款使用料及び手数料、6ページ、7ページについて、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

歳入3款繰入金、6ページから9ページについて、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり) 質疑なしと認めます。

歳入4款繰越金、8ページ、9ページについて、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり) 質疑なしと認めます。

歳入5款諸収入、8ページから11ページについて、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり) 質疑なしと認めます。

歳出に移ります。

歳出1款総務費、12ページ、13ページについて、質疑はございませんか。

(「なし」の声あり) 質疑なしと認めます。

歳出2款後期高齢者医療広域連合納付金、12ページから15ページについて、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり) 質疑なしと認めます。

歳出3款諸支出金、14ページ、15ページについて、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり) 質疑なしと認めます。

歳出4款予備費、14ページ、15ページについて、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり) 質疑なしと認めます。

これより総括質疑を行います。

歳入歳出決算の中で、総括質疑はありませんか。

8番、大石教政さん。

○8番(大石教政君) 医療費等の支払い等が遅れておる人なんかもあるようですが、この場合に、保険証なんかの在り方等はどうなっておるのか。支払いができなくなって、保険証がなくなって、病院受診できないとか、そういう状態には陥っていないのか、お伺いします。

○委員長(上地信男君) 執行部答弁。

大石住民生活課長。

○住民生活課長・会計管理者(大石博史君) 保険料の未収というところですが、ページ数でいくと、6ページになるのではないかと思います。

現年度は21万3,000円の未納となっております。滞納者でいくと、人数では4名、それから、件数で9名となっております。その方全員が、分納誓約とかもらっております。やっぱり後期になると保険証は必要ですから、分納誓約をもらって、保険証のほうは発行しておりますので、医療を受ける際には支障がないと思われまして。ただ、分納については、誓約どおりに履行してもらおうということです。

やはり例年、1名ないし2名ですけれども、75歳以上になると、医療というのは重要なことになりますので、大半の方は納付をしてくれるという状態になっております。

以上です。

○委員長(上地信男君) 大石委員、よろしいですか。

ほかに総括質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

ないようでありますので、これで総括質疑を終わります。

これで、令和5年度本山町後期高齢者医療保険事業特別会計の決算審査を終わります。

ここで町長より、簡易水道のことで答弁の訂正がございます。

澤田町長。

○町長（澤田和廣君）先ほど、簡水の会計で説明をさせていただきましたけれども、少し私の認識違いもありまして、その中で、公会計への移行の手続費用1,700万円についてという話をしたところですけども、これは歳入で起債を充当していますので、歳入も1,700万円あったということですので、これは単年度収支を見ると、見間違いを私のほうがしておりました。申し訳ございません。特定財源を見込んで、5年度はおりましたので、実質単年度収支の見方を少し私のほうが間違っておりました。

ただ、翌年度以降、この起債につきましては、債務負担行為を起こして何年間かで実施しておりますけれども、この起債については、ルールですけども、55%の交付税算入があるということになっておりますので、起債償還に対する55%、これはルールでございますけれども、交付税算入があるので、それは翌年度以降、起債償還についての歳入は、55%はあるという見方はしていいかと思いますが、それ以上にやはり、先ほどの私の見方が若干間違っております、1,700万円がそのまま丸々、翌年度から不必要になるという見方ではございませんでしたので、その点は訂正をしておきたいというふうに思います。

そう考えますと、やはり監査委員からの意見にもありますとおり、非常に簡易水道会計、厳しい財政運営になるということは、ご指摘のとおりだというふうに思います。すみません、訂正をさせていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（上地信男君）よろしいですか。

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。発言を許します。

（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

認定第1号 令和5年度本山町歳入歳出決算の認定についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

認定第1号 令和5年度本山町歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

全会一致。

したがって、認定第1号 令和5年度本山町歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定することと決定しました。

以上で、本委員会に付された議案は終了いたしました。

よって、本委員会を閉会することといたします。

ご協力ありがとうございました。

9 : 5 8 閉会